

たのしいでんきコース別説明書

MUSUBI プロジェクト



MUSUBI
PROJECT

2019 年 7 月 17 日実施

2020 年 10 月 1 日改正

HTB エナジー 株式会社

目次

1. 実施期日と適用条件	2
2. 定義.....	2
3. 細目.....	2
4. MUSUBI プロジェクト各種料金.....	3
5. 寄附行為の当事者および方法等.....	3
6. 寄附金受領証明書の発行方法および時期等.....	3
7. 各種手数料.....	4
8. MUSUBI プロジェクト料金表.....	4
1 契約種別	4
2 MUSUBI プロジェクト 北海道プラン.....	5
3 MUSUBI プロジェクト 東北プラン.....	7
4 MUSUBI プロジェクト 東京プラン.....	8
5 MUSUBI プロジェクト 中部プラン.....	10
6 MUSUBI プロジェクト 北陸プラン.....	12
7 MUSUBI プロジェクト 関西プラン.....	14
8 MUSUBI プロジェクト 中国プラン.....	15
9 MUSUBI プロジェクト 四国プラン.....	17
10 MUSUBI プロジェクト 九州プラン	18
9. 本説明書の変更および廃止.....	20

たのしいでんきコース別説明書 MUSUBI プロジェクト（以下、説明書については、「本説明書」といいます。MUSUBI プロジェクトについては、「本プロジェクト」といいます。）は、当社のたのしいでんき約款（以下、「たのしいでんき約款」といいます。）に基づき、電灯または小型機器をご使用の個人のお客さまへ電気を供給するときの料金、その他の条件を定めたものです。

1. 実施期日と適用条件

本説明書は、2019 年 7 月 17 日より実施し、お客さまにより本説明書へのお申し込みがなされ、その後当社が承諾し契約に至った場合に適用されます。

2. 定義

- (1) 本説明書において記載のない事項は、たのしいでんき約款によるものとします。
- (2) 契約種別変更手数料とは、お客さまが、現在ご契約されている当社の契約種別から、当社の他の契約種別へ変更される場合の手数料をいいます。
- (3) 本プロジェクトとは、当社、または、当社が提携する特定非営利活動法人（以下、「NPO 法人」といいます。）、認定特定非営利活動法人（以下、「認定 NPO 法人」といいます。）および、当社以外の電力小売事業者およびガス小売事業者等と連携して、電力・ガス等のエネルギーを通じて寄附行為を行うプロジェクトのことをいいます。提携する NPO 法人および認定 NPO 法人（以下、「提携 NPO 法人」といいます。）は、当社ウェブサイトに掲載するものとし、寄附先はお客さまにて選択ができるものとします。
- (4) NPO 法人とは、特定非営利活動促進法に基づき、特定非営利活動を行う団体に法人格を付与されることで設立され、ボランティア活動をはじめとする市民の自由な社会貢献活動としての特定非営利活動の健全な発展を促進することを目的としている、法人をいいます。
- (5) 認定 NPO 法人とは、NPO 法人のうちその運営組織及び事業活動が適正であって公益の増進に資するものにつき一定の基準に適合したものであるとして、所轄庁の認定を受けた NPO 法人をいいます。
- (6) MUSUBI 料金の預り金は、お客さまが行う寄附行為の寄附金となります。

3. 細目

- (1) 本説明書に定めている事項は、たのしいでんき約款に先立って適用し、本説明書に定めのない事項については、たのしいでんき約款に依拠するものとします。
- (2) 本説明書は、当社への新規のお申し込み、当社からの当社の契約種別の変更、どちらの方もお申し込みいただけます。申込対象は、個人、法人といたします。
- (3) 本説明書の、需給契約の申込み、および、需給契約の成立および契約期間は、たのしいでんき約款（Ⅱ 契約の申込み）に準じます。ただし、場合によっては、申込みの受付を停止後、申込みを中止にさせていただく場合もあります。この場合は、当社はあらかじめ一定期間、お知らせ等を当社のホームページに掲載します。

(4)本プロジェクトは、本説明書の MUSUBI プロジェクト料金表に定める、MUSUBI 料金の預り金を、当社が提携する、提携 NPO 法人へ当社が送金します。MUSUBI 料金の預り金は、お客さまが選択された提携 NPO 法人への寄附金となります。

(5)預り金の日割り計算

MUSUBI 料金の預り金の日割り計算は、たのしいでんき約款の、第 19 条に準拠するものとします。

(6)MUSUBI プロジェクト料金表に定める、MUSUBI プロジェクト北海道プラン従量電灯 B、MUSUBI プロジェクト東北プラン従量電灯 B、MUSUBI プロジェクト東京プラン従量電灯 B、MUSUBI プロジェクト中部プラン従量電灯 B、MUSUBI プロジェクト北陸プラン従量電灯 B、MUSUBI プロジェクト九州プラン従量電灯 B の最低月額料金には、預り金は発生いたしません。

(7)本プロジェクトにおける、お客さまの預り金（寄附金）の額は、当社のお客さま専用のマイページでは、確認ができませんので、当社お客さまセンターに、インターネット、またはお電話にて、お問い合わせをいただき、お知らせいたします。

(8)当社がお客さまに、電子メールにて配信する電気ご使用量のお知らせ、またはお客さまのご依頼により発行する請求書等には、預り金(寄附額)の記載はありませんので、預り金(寄附額)の額の確認は、当社お客さまセンターに、インターネット、またはお電話にて、お問い合わせをいただき、お知らせいたします。

(9)預り金の預り証は、原則、発行いたしません。ただし、お客さまからご依頼があった場合にのみ、本説明書第 7 条に基づいて、発行するものとします。

(10)個人で、認定 NPO 法人に寄附金を支出した場合、お客さまご自身で確定申告を行うことによって、所得控除、税額控除等（以下、「当該控除等」といいます。）の適用を受けることができる場合がありますので、当該控除等の適当を受ける場合は、国税庁の WEB サイト、お住まいの近くの税務署等にお問い合わせください。法人で、認定 NPO 法人に寄附金を支出した場合、所得控除、税額控除等の適用を受けることができる場合があります、また、寄附金を一定額損金算入できる場合もありますので、当該控除等の適当を受ける場合、損金算入する場合は、国税庁の WEB サイト、お住まいの近くの税務署等にお問い合わせください。法人で、NPO 法人に寄附金を支出した場合、寄附金を一定額損金算入できる場合もありますので、損金算入する場合は、国税庁の WEB サイト、お住まいの近くの税務署等にお問い合わせください。

(11)本説明書の各種料金は、消費税および地方消費税相当額を含んだ料金となっています。

(12)当社が、本プロジェクトにて提携する提携 NPO 法人は、本説明書の MUSUBI プロジェクト認定 NPO 法人および NPO 法人一覧にて、定めます。

(13)当社は、預り金の運用について、預り金取扱い規定（以下、「預り金取扱い規定」といいます。）を定め、これに基づいて運用いたします。

4. MUSUBI プロジェクト各種料金

(1)MUSUBI 基本料金とは、基本料金と預り金（寄附金）を合算した、MUSUBI プロジェクトの料金形態のことをいいます。なお、MUSUBI 基本料金には、たのしいでんき約款に基づき、燃料費等調整金を適用いたします。

(2)MUSUBI 電力量料金とは、電力量料金と預り金（寄附金）を合算した、MUSUBI プロジェクトの料金形態のことをいいます。なお、MUSUBI 電力量料金には、たのしいでんき約款に基づき、燃料費等調整金を適用いたします。

(3)MUSUBI 料金とは、MUSUBI 基本料金、MUSUBI 電力量料金および再生可能エネルギー賦課金等、これらに係る消費税および地方消費税等を合算した、MUSUBI プロジェクトの料金形態のことをいいます。

5. 寄附行為の当事者および方法等

(1)本プロジェクトにおける、提携 NPO 法人への寄附者はお客さまになります。なお、お客さまからお預する預り金は、寄附金となるため返金いたしません。

(2)寄附行為は、MUSUBI 料金のお支払いがなされたお客さまのみを対象といたします。

(3)お客さまの寄附行為は、当社が、お客さまよりお預かりした預り金を、提携 NPO 法人に送金する方法で行い、提携 NPO 法人の口座に入金が確認されることで、完了いたします。

(4)寄附行為は、お客さまから預かり金をお預かりしたあと、お客さま以外のお客さまの預り金とまとめて、MUSUBI 料金の支払いが確認されたお客さまのみ預り金を、支払いが確認された月の翌月末に送金いたします。ただし、預り金の額が振込手数料を下回る場合は、一定額になったときに送金を行います。

6. 寄附金受領証明書の発行方法および時期等

(1) 寄附金受領証明書は、ご依頼があったお客さまのみ発行いたします。

(2) 寄附金受領証明書の発行は、お客さまから当社にご依頼をいただき、提携 NPO 法人に依頼後、提携 NPO 法人からお客さまに発行されます。

(3) 寄附金受領証明書の発行は、寄附した年度（1～12 月）の翌年 1～2 月に発行いたします。

7. 各種手数料

(1)契約種別変更手数料

契約種別変更手数料は、当社の各プランで電気を供給中のお客さまが本プロジェクトにお申込み、または本プロジェクトを解約し、当社の各プランに変更する場合に適用します。ただし、本プロジェクト内の、寄附先変更の場合および、お引越しの場合は、契約種別変更手数料はかからないものとします。

契約種別変更のお申込みをなされた場合は、変更のお申込みをなされた月または翌月の MUSUBI 料金の支払いと合算して請求を行います。

手数料名	金額(税抜)
契約種別変更手数料	300円

(2) 預り証発行手数料

預り金の預り証を発行する場合は、以下の手数料をいただきます。なお、預り証の発行において、預り金の額が、印紙税法に基づき収入印紙の添付が必要な場合、収入印紙代も預り証発行手数料と合せて、発行を依頼した月または翌月の MUSUBI 料金の支払いと合算して請求を行います。

手数料名	金額（税抜）
預り証発行手数料	300円

MUSUBI プロジェクト 料 金 表

8. 料金表

本説明書における、各種料金および請求等については、MUSUBI プロジェクト料金表（以下、「料金表」といいます。）にて定めます。

1 契約種別

契約種別は、次のとおりといたします。

需 要 区 分	契 約 種 別	
電 灯 需 要	MUSUBI プロジェクト 北海道プラン	従量電灯 B
	MUSUBI プロジェクト 東北プラン	従量電灯 B
	MUSUBI プロジェクト 東京プラン	従量電灯 B
	MUSUBI プロジェクト 中部プラン	従量電灯 B
	MUSUBI プロジェクト 北陸プラン	従量電灯 B
	MUSUBI プロジェクト 関西プラン	従量電灯 A
	MUSUBI プロジェクト 中国プラン	従量電灯 A
	MUSUBI プロジェクト 四国プラン	従量電灯 A
	MUSUBI プロジェクト 九州プラン	従量電灯 B

2 MUSUBI プロジェクト 北海道プラン

電灯または小型機器をご使用のお客さま向けのメニューとし、次のいずれにも該当するものに適用します。

(1) 従量電灯 B

イ 適用条件

- (イ) 供給地が、北海道電力管内であること。
- (ロ) 契約電流が 30 アンペア以上であり、かつ、60 アンペア以下であること。

(ハ) 1 需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合は、契約電流と契約電力との合計（この場合、10 アンペアを1 キロワットとみなします。）が50 キロワット未満であること。

ただし、1 需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合で、お客さまが希望され、かつ、お客さまの電気の使用状態、当社の供給設備の状況等から当社が技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めたときは、(イ) (ロ)に該当し、かつ、(ハ)の契約電流と契約電力との合計が50 キロワット以上であるものについても適用することがあります。この場合、当社は、お客さまの土地または建物に変圧器等の供給設備を施設することがあります。

ロ 供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は、交流単相2線式標準電圧100ボルトまたは交流単相3線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトとし、周波数は、標準周波数50ヘルツといたします。ただし、供給電気方式および供給電圧については、技術上やむをえない場合には、交流単相2線式標準電圧200ボルトまたは交流3相3線式標準電圧200ボルトとすることがあります。

ハ 契約電流

- (イ) 契約電流は、30 アンペア、40 アンペア、50 アンペアまたは60 アンペアのいずれかとし、お客さまの申出によって定めます。
- (ロ) 当社は、契約電流に応じて、電流制限器その他の適当な装置(以下「電流制限器等」といいます。)または電流を制限する計量器を取り付けます。ただし、お客さまにおいて使用する最大電流が制限される装置が取り付けられている場合等使用する最大電流が契約電流をこえるおそれがないと認められる場合には、当社は、電流制限器等または電流を制限する計量器を取り付けないことがあります。

二 料金

料金は、基本料金、電力量料金および「たのしいでんき約款」別表1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、電力量料金は、「たのしいでんき約款」別表2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が「たのしいでんき約款」別表2（燃料費調整）(1)ロ(ハ)を下回る場合は、「たのしいでんき約款」別表2（燃料費調整）(1)ロ(ハ)によって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、「たのしいでんき約款」別表2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が「たのしいでんき約款」別表2（燃料費調整）(1)ロ(ハ)を上回る場合は、「たのしいでんき約款」別表2（燃料費調整）(1)ロ(ハ)によって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。

(イ) MUSUBI 基本料金

MUSUBI 基本料金は、1 月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の MUSUBI 基本料金は、半額といたします。

基本料金		預り金(寄附金)	MUSUBI 基本料金
30A	976.97 円	46.03 円	1,023.00 円
40A	1,302.62 円	61.38 円	1,364.00 円
50A	1,628.28 円	76.72 円	1,705.00 円
60A	1,953.93 円	92.07 円	2,046.00 円

(ロ) MUSUBI 電力量料金

MUSUBI 電力量料金は、その 1 月の使用電力量によって算定いたします。

電力量料金		預り金(寄附金)	MUSUBI 電力量料金
最初の 120 キロワット時までの 1 キロワット時につき	22.89 円	1.08 円	23.97 円
120 キロワット時をこえ 280 キロワット時までの 1 キロワットにつき	28.90 円	1.36 円	30.26 円
280 キロワット時をこえる 1 キロワット時につき	32.45 円	1.53 円	33.98 円

(ハ) 最低月額料金

(イ)および(ロ)によって算定された基本料金と電力量料金との合計が次の最低月額料金を下回る場合は、その 1 月の料金は、次の最低月額料金および「たのしいでんき約款」別表 1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。

1 契約につき	250 円 80 銭
---------	------------

3 MUSUBI プロジェクト 東北プラン

電灯または小型機器をご使用のお客さま向けのメニューとし、次のいずれにも該当するものに適用します。

(1) 従量電灯 B

イ 適用条件

- (イ) 供給地が、東北電力管内であること。
- (ロ) 契約電流が 30 アンペア以上であり、かつ、60 アンペア以下であること。
- (ハ) 1 需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合は、契約電流と契約電力との合計（この場合、10 アンペアを 1 キロワットとみなします。）が 50 キロワット未満であること。

ただし、1 需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合で、お客さまが希望され、かつ、お客さまの電気の使用状態、当社の供給設備の状況等から当社が技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めたときは、(イ) (ロ)に該当し、かつ、(ハ)の契約電流と

契約電力との合計が 50 キロワット以上であるものについても適用することがあります。この場合、当社は、お客さまの土地または建物に変圧器等の供給設備を施設することがあります。

□ 供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は、交流単相 2 線式標準電圧 100 ボルトまたは交流単相 3 線式標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボルトとし、周波数は、標準周波数 50 ヘルツといたします。ただし、供給電気方式および供給電圧については、技術上やむをえない場合には、交流単相 2 線式標準電圧 200 ボルトまたは交流 3 相 3 線式標準電圧 200 ボルトとすることがあります。

ハ 契約電流

- (イ) 契約電流は、30 アンペア、40 アンペア、50 アンペアまたは 60 アンペアのいずれかとし、お客さまの申出によって定めます。
- (ロ) 当社は、契約電流に応じて、電流制限器その他の適当な装置(以下「電流制限器等」といいます。)または電流を制限する計量器を取り付けます。ただし、お客さまにおいて使用する最大電流が制限される装置が取り付けられている場合等使用する最大電流が契約電流をこえるおそれがないと認められる場合には、当社は、電流制限器等または電流を制限する計量器を取り付けないことがあります。

ニ 料金

料金は、基本料金、電力量料金および「たのしいでんき約款」別表 1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、電力量料金は、「たのしいでんき約款」別表 2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が「たのしいでんき約款」別表 2（燃料費調整）(1)ロ(ハ)を下回る場合は、「たのしいでんき約款」別表 2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、「たのしいでんき約款」別表 2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が「たのしいでんき約款」別表 2（燃料費調整）(1)ロ(ハ)を上回る場合は、「たのしいでんき約款」別表 2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を加えたものいたします。

(イ) MUSUBI 基本料金

MUSUBI 基本料金は、1 月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の MUSUBI 基本料金は、半額といたします。

基本料金		預り金(寄附金)	MUSUBI 基本料金
30A	945.45 円	44.55 円	990.00 円
40A	1260.60 円	59.40 円	1,320.00 円
50A	1575.75 円	74.25 円	1,650.00 円
60A	1890.90 円	89.10 円	1,980.00 円

(ロ) MUSUBI 電力量料金

MUSUBI 電力量料金は、その 1 月の使用電力量によって算定いたします。

電力量料金		預り金(寄附金)	MUSUBI 電力量料金
最初の 120 キロワット時までの 1 キロワット時につき	17.74 円	0.84 円	18.58 円
120 キロワット時をこえ 280 キロワット時までの 1 キロワットにつき	24.19 円	1.14 円	25.33 円
300 キロワット時をこえる 1 キロワット時につき	27.96 円	1.32 円	29.28 円

(ハ) 最低月額料金

(イ)および(ロ)によって算定された基本料金と電力量料金との合計が次の最低月額料金を下回る場合は、その 1 月の料金は、次の最低月額料金および「たのしいでんき約款」別表 1 (再生可能エネルギー発電促進賦課金) (3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。

1 契約につき	261 円 80 銭
---------	------------

4 MUSUBI プロジェクト 東京プラン

電灯または小型機器をご使用のお客さま向けのメニューとし、次のいずれにも該当するものに適用します。

(1) 従量電灯 B

イ 適用条件

- (イ) 供給地が、東京電力管内であること。
- (ロ) 契約電流が 30 アンペア以上であり、かつ、60 アンペア以下であること。
- (ハ) 1 需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合は、契約電流と契約電力との合計（この場合、10 アンペアを 1 キロワットとみなします。）が 50 キロワット未満であること。

ただし、1 需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合で、お客さまが希望され、かつ、お客さまの電気の使用状態、当社の供給設備の状況等から当社が技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めたときは、(イ) (ロ)に該当し、かつ、(ハ)の契約電流と契約電力との合計が 50 キロワット以上であるものについても適用することがあります。この場合、当社は、お客さまの土地または建物に変圧器等の供給設備を施設することがあります。

ロ 供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は、交流単相 2 線式標準電圧 100 ボルトまたは交流単相 3 線式標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボルトとし、周波数は、標準周波数 50 ヘルツといたします。ただし、供給電気方式および供給電圧については、技術上やむをえない場合に

は、交流単相 2 線式標準電圧 200 ボルトまたは交流 3 相 3 線式標準電圧 200 ボルトとすることがあります。

八 契約電流

- (イ) 契約電流は、30 アンペア、40 アンペア、50 アンペアまたは 60 アンペアのいずれかとし、お客さまの申出によって定めます。
- (ロ) 当社は、契約電流に応じて、電流制限器その他の適当な装置(以下「電流制限器等」といいます。)または電流を制限する計量器を取り付けます。ただし、お客さまにおいて使用する最大電流が制限される装置が取り付けられている場合等使用する最大電流が契約電流をこえるおそれがないと認められる場合には、当社は、電流制限器等または電流を制限する計量器を取り付けないことがあります。

二 料金

料金は、基本料金、電力量料金および「たのしいでんき約款」別表 1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、電力量料金は、「たのしいでんき約款」別表 2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が「たのしいでんき約款」別表 2（燃料費調整）(1)ロ(ハ)を下回る場合は、「たのしいでんき約款」別表 2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、「たのしいでんき約款」別表 2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が「たのしいでんき約款」別表 2（燃料費調整）(1)ロ(ハ)を上回る場合は、「たのしいでんき約款」別表 2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を加えたものとなります。

(イ) MUSUBI 基本料金

MUSUBI 基本料金は、1 月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の MUSUBI 基本料金は、半額といたします。

基本料金		預り金(寄附金)	MUSUBI 基本料金
30A	819.39 円	38.61 円	858.00 円
40A	1,092.52 円	51.48 円	1,144.00 円
50A	1,365.65 円	64.35 円	1,430.00 円
60A	1,638.78 円	77.22 円	1,716.00 円

(ロ) MUSUBI 電力量料金

MUSUBI 電力量料金は、その 1 月の使用電力量によって算定いたします。

電力量料金		預り金(寄附金)	MUSUBI 電力量料金
最初の 120 キロワット時までの 1 キロワット時につき	18.99 円	0.89 円	19.88 円
120 キロワット時をこえ 280 キロワット時までの 1 キロワットにつき	25.29 円	1.19 円	26.48 円
300 キロワット時をこえる 1 キロワット時につき	29.19 円	1.38 円	30.57 円

(ハ) 最低月額料金

(イ)および(ロ)によって算定された基本料金と電力量料金との合計が次の最低月額料金を下回る場合は、その 1 月の料金は、次の最低月額料金および「たのしいでんき約款」別表 1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。

1 契約につき	235 円 84 銭
---------	------------

5 MUSUBI プロジェクト 中部プラン

電灯または小型機器をご使用のお客さま向けのメニューとし、次のいずれにも該当するものに適用します。

(1) 従量電灯 B

イ 適用条件

- (イ) 供給地が、中部電力管内であること。
- (ロ) 契約電流が 30 アンペア以上であり、かつ、60 アンペア以下であること。
- (ハ) 1 需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合は、契約電流と契約電力との合計（この場合、10 アンペアを 1 キロワットとみなします。）が 50 キロワット未満であること。

ただし、1 需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合で、お客さまが希望され、かつ、お客さまの電気の使用状態、当社の供給設備の状況等から当社が技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めたときは、(イ) (ロ)に該当し、かつ、(ハ)の契約電流と契約電力との合計が 50 キロワット以上であるものについても適用することがあります。この場合、当社は、お客さまの土地または建物に変圧器等の供給設備を施設することがあります。

ロ 供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は、交流単相 2 線式標準電圧 100 ボルトまたは交流単相 3 線式標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボルトとし、周波数は、標準周波数 60 ヘルツまたは 50 ヘルツといたします。ただし、供給電気方式および供給電圧については、技術上やむを

えない場合には、交流単相 2 線式標準電圧 200 ボルトまたは交流 3 相 3 線式標準電圧 200 ボルトとすることがあります。

八 契約電流

- (イ) 契約電流は、30 アンペア、40 アンペア、50 アンペアまたは 60 アンペアのいずれかとし、お客さまの申出によって定めます。
- (ロ) 当社は、契約電流に応じて、電流制限器その他の適当な装置(以下「電流制限器等」といいます。)または電流を制限する計量器を取り付けます。ただし、お客さまにおいて使用する最大電流が制限される装置が取り付けられている場合等使用する最大電流が契約電流をこえるおそれがないと認められる場合には、当社は、電流制限器等または電流を制限する計量器を取り付けません。

二 料金

料金は、基本料金、電力量料金および「たのしいでんき約款」別表 1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、電力量料金は、「たのしいでんき約款」別表 2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が「たのしいでんき約款」別表 2（燃料費調整）(1)ロ(ハ)を下回る場合は、「たのしいでんき約款」別表 2（燃料費調整）(1)ロ(ハ)によって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、「たのしいでんき約款」別表 2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が「たのしいでんき約款」別表 2（燃料費調整）(1)ロ(ハ)を上回る場合は、「たのしいでんき約款」別表 2（燃料費調整）(1)ロ(ハ)によって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。

(イ) MUSUBI 基本料金

MUSUBI 基本料金は、1 月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の MUSUBI 基本料金は、半額といたします。

基本料金		預り金(寄附金)	MUSUBI 基本料金
30A	819.39 円	38.61 円	858.00 円
40A	1,092.52 円	51.48 円	1,144.00 円
50A	1,365.65 円	64.35 円	1,430.00 円
60A	1,638.78 円	77.22 円	1,716.00 円

(ロ) MUSUBI 電力量料金

MUSUBI 電力量料金は、その 1 月の使用電力量によって算定いたします。

電力量料金		預り金(寄附金)	MUSUBI 電力量料金
最初の 120 キロワット時までの 1 キロワット時につき	20.09 円	0.95 円	21.04 円
120 キロワット時をこえ 280 キロワット時までの 1 キロワット時につき	24.36 円	1.15 円	25.51 円
300 キロワット時をこえる 1 キロワット時につき	27.18 円	1.28 円	28.46 円

(ハ) 最低月額料金

(イ)および(ロ)によって算定された基本料金と電力量料金との合計が次の最低月額料金を下回る場合は、その 1 月の料金は、次の最低月額料金および「たのしいでんき約款」別表 1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。

1 契約につき	258 円 24 銭
---------	------------

6 MUSUBI プロジェクト 北陸プラン

電灯または小型機器をご使用のお客さま向けのメニューとし、次のいずれにも該当するものに適用します。

(1) 従量電灯 B

イ 適用条件

- (イ) 供給地が、北陸電力管内であること。
- (ロ) 契約電流が 30 アンペア以上であり、かつ、60 アンペア以下であること。
- (ハ) 1 需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合は、契約電流と契約電力との合計（この場合、10 アンペアを 1 キロワットとみなします。）が 50 キロワット未満であること。

ただし、1 需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合で、お客さまが希望され、かつ、お客さまの電気の使用状態、当社の供給設備の状況等から当社が技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めたときは、(イ) (ロ)に該当し、かつ、(ハ)の契約電流と契約電力との合計が 50 キロワット以上であるものについても適用することがあります。この場合、当社は、お客さまの土地または建物に変圧器等の供給設備を施設することがあります。

ロ 供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は、交流単相 2 線式標準電圧 100 ボルトまたは交流単相 3 線式標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボルトとし、周波数は、標準周波数 60 ヘルツといたします。ただし、供給電気方式および供給電圧については、技術上やむをえない場合には、交流単相 2 線式標準電圧 200 ボルトまたは交流 3 相 3 線式標準電圧 200 ボルトとすることがあります。

八 契約電流

- (イ) 契約電流は、30 アンペア、40 アンペア、50 アンペアまたは 60 アンペアのいずれかとし、お客さまの申出によって定めます。
- (ロ) 当社は、契約電流に応じて、電流制限器その他の適当な装置(以下「電流制限器等」といいます。)または電流を制限する計量器を取り付けます。ただし、お客さまにおいて使用する最大電流が制限される装置が取り付けられている場合等使用する最大電流が契約電流をこえるおそれがないと認められる場合には、当社は、電流制限器等または電流を制限する計量器を取り付けないことがあります。

二 料金

料金は、基本料金、電力量料金および「たのしいでんき約款」別表 1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、電力量料金は、「たのしいでんき約款」別表 2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が「たのしいでんき約款」別表 2（燃料費調整）(1)ロ(ハ)を下回る場合は、「たのしいでんき約款」別表 2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、「たのしいでんき約款」別表 2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が「たのしいでんき約款」別表 2（燃料費調整）(1)ロ(ハ)を上回る場合は、「たのしいでんき約款」別表 2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を加えたものいたします。

(イ) MUSUBI 基本料金

MUSUBI 基本料金は、1 月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の MUSUBI 基本料金は、半額といたします。

基本料金		預り金(寄附金)	MUSUBI 基本料金
30A	693.33 円	32.67 円	726.00 円
40A	924.44 円	43.56 円	968.00 円
50A	1,155.55 円	54.45 円	1,210.00 円
60A	1,386.66 円	65.34 円	1,452.00 円

(ロ) MUSUBI 電力量料金

MUSUBI 電力量料金は、その 1 月の使用電力量によって算定いたします。

電力量料金		預り金(寄附金)	MUSUBI 電力量料金
最初の 120 キロワット時までの 1 キロワット時につき	17.04 円	0.80 円	17.84 円
120 キロワット時をこえ 280 キロワット時までの 1 キロワット時につき	20.75 円	0.98 円	21.73 円
300 キロワット時をこえる 1 キロワット時につき	22.39 円	1.05 円	23.44 円

(ハ) 最低月額料金

(イ)および(ロ)によって算定された基本料金と電力量料金との合計が次の最低月額料金を下回る場合は、その1月の料金は、次の最低月額料金および「たのしいでんき約款」別表1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。

1 契約につき	181 円 30 銭
---------	------------

7 MUSUBI プロジェクト 関西プラン

電灯または小型機器をご使用のお客さま向けのメニューとし、次のいずれにも該当するものに適用します。

(1) 従量電灯 A

イ 適用範囲

- (イ) 供給地が、関西電力管内であること。
- (ロ) 使用する最大容量（以下「最大需要容量」といいます）が6キロボルトアンペア未満であること。
- (ハ) 1 需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合は、最大需要容量と契約電力との合計（この場合、1キロボルトアンペアを1キロワットとみなします）が50キロワット未満であること。

ただし、1 需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合で、お客さまが希望され、かつ、お客さまの電気の使用状態、当社の供給設備の状況等から当社が技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めたときは、(イ) (ロ)に該当し、かつ、(ハ)の最大需要容量と契約電力との合計が50キロワット以上であるものについても適用することがあります。この場合、当社は、お客さまの土地または建物に変圧器等の供給設備を施設することがあります。

ロ 供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は、交流単相2線式標準電圧100ボルトまたは交流単相3線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトとし、周波数は、標準周波数60ヘルツといたします。ただし、供給電気方式および供給電圧については、技術上やむをえない場合には、交流単相2線式標準電圧200ボルトまたは交流3相3線式標準電圧200ボルトとすることがあります。

ハ 最大需要容量

最大需要容量が6キロボルトアンペア未満であることの決定は、負荷の実情に応じてお客さまと当社との協議によって行ないます。

二 料金

料金は、基本料金、電力量料金および「たのしいでんき約款」別表 1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、電力量料金は、「たのしいでんき約款」別表 2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が「たのしいでんき約款」別表 2（燃料費調整）(1)ロ(ハ)を下回る場合は、「たのしいでんき約款」別表 2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、「たのしいでんき約款」別表 2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が「たのしいでんき約款」別表 2（燃料費調整）(1)ロ(ハ)を上回る場合は、「たのしいでんき約款」別表 2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を加えたものとなります。

(イ) MUSUBI 基本料金

MUSUBI 基本料金は、1 月につき次のとおりといたします。

最低料金		預り金(寄附金)	MUSUBI 基本料金
1 契約につき最初の 15 キロワット時まで	325.66 円	15.35 円	341.01 円

(ロ) MUSUBI 電力量料金

MUSUBI 電力量料金は、その 1 月の使用電力量によって算定いたします。

電力量料金		預り金(寄附金)	MUSUBI 電力量料金
15 キロワット時をこえ 120 キロワット時までの 1 キロワット時につき	19.40 円	0.91 円	20.31 円
120 キロワット時をこえ 300 キロワット時までの 1 キロワットにつき	24.55 円	1.16 円	25.71 円
300 キロワット時をこえる 1 キロワット時につき	27.41 円	1.29 円	28.70 円

8 MUSUBI プロジェクト 中国プラン

電灯または小型機器をご使用のお客さま向けのメニューとし、次のいずれにも該当するものに適用します。

(1) 従量電灯 A

イ 適用範囲

- (イ) 供給地が、中国電力管内であること。
- (ロ) 使用する最大容量（以下「最大需要容量」といいます）が 6 キロボルトアンペア未満であること。
- (ハ) 1 需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合は、最大需要容量と契約電力との合計（この場合、1 キロボルトアンペアを 1 キロワットとみなします）が 50 キロワット未満であること。

ただし、1 需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合で、お客さまが希望され、かつ、お客さまの電気の使用状態、当社の供給設備の状況等から当社が技術上または経

済上低圧での電気の供給が適当と認めたときは、(イ) (ロ)に該当し、かつ、(ハ)の最大需要容量と契約電力との合計が 50 キロワット以上であるものについても適用することがあります。この場合、当社は、お客さまの土地または建物に変圧器等の供給設備を施設することがあります。

ロ 供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は、交流単相 2 線式標準電圧 100 ボルトまたは交流単相 3 線式標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボルトとし、周波数は、標準周波数 60 ヘルツといたします。ただし、供給電気方式および供給電圧については、技術上やむをえない場合には、交流単相 2 線式標準電圧 200 ボルトまたは交流 3 相 3 線式標準電圧 200 ボルトとすることがあります。

ハ 最大需要容量

最大需要容量が 6 キロボルトアンペア未満であることの決定は、負荷の実情に応じてお客さまと当社との協議によって行ないます。

二 料金

料金は、基本料金、電力量料金および「たのしいでんき約款」別表 1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、電力量料金は、「たのしいでんき約款」別表 2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が「たのしいでんき約款」別表 2（燃料費調整）(1)ロ(ハ)を下回る場合は、「たのしいでんき約款」別表 2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、「たのしいでんき約款」別表 2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が「たのしいでんき約款」別表 2（燃料費調整）(1)ロ(ハ)を上回る場合は、「たのしいでんき約款」別表 2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を加えたものとなります。

(イ) MUSUBI 基本料金

MUSUBI 基本料金は、1 月につき次のとおりといたします。

最低料金		預り金(寄附金)	MUSUBI 基本料金
1 契約につき最初の 15 キロワット時まで	321.71 円	15.16 円	336.87 円

(d) MUSUBI 電力量料金

MUSUBI 電力量料金は、その 1 月の使用電力量によって算定いたします。

電力量料金		預り金(寄附金)	MUSUBI 電力量料金
15 キロワット時をこえ 120 キロワット時までの 1 キロワット時につき	19.83 円	0.93 円	20.76 円
120 キロワット時をこえ 300 キロワット時までの 1 キロワットにつき	26.21 円	1.23 円	27.44 円
300 キロワット時をこえる 1 キロワット時につき	28.23 円	1.33 円	29.56 円

9 MUSUBI プロジェクト 四国プラン

電灯をご使用のお客さま向けのメニューとし、次のいずれにも該当するものに適用します。

(2) 従量電灯 A

イ 適用範囲

- (イ) 供給地が、四国電力管内であること。
- (ロ) 使用する最大容量（以下「最大需要容量」といいます）が 6 キロボルトアンペア未満であること。
- (ハ) 1 需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合は、最大需要容量と契約電力との合計（この場合、1 キロボルトアンペアを 1 キロワットとみなします）が 50 キロワット未満であること。

ただし、1 需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合で、お客さまが希望され、かつ、お客さまの電気の使用状態、当社の供給設備の状況等から当社が技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めたときは、(イ) (ロ)に該当し、かつ、(ハ)の最大需要容量と契約電力との合計が 50 キロワット以上であるものについても適用することがあります。この場合、当社は、お客さまの土地または建物に変圧器等の供給設備を施設することがあります。

ロ 供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は、交流単相 2 線式標準電圧 100 ボルトまたは交流単相 3 線式標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボルトとし、周波数は、標準周波数 60 ヘルツといたします。ただし、供給電気方式および供給電圧については、技術上やむをえない場合には、交流単相 2 線式標準電圧 200 ボルトまたは交流 3 相 3 線式標準電圧 200 ボルトとすることがあります。

ハ 最大需要容量

最大需要容量が 6 キロボルトアンペア未満であることの決定は、負荷の実情に応じてお客さまと当社との協議によって行ないます。

二 料金

料金は、基本料金、電力量料金および「たのしいでんき約款」別表 1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、電力量料金は、「たのしいでんき約款」別表 2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が「たのしいでんき約款」別表 2（燃料費調整）(1)ロ(ハ)を下回る場合は、「たのしいでんき約款」別表 2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、「たのしいでんき約款」別表 2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が「たのしいでんき約款」別表 2（燃料費調整）(1)ロ(ハ)を上回る場合は、「たのしいでんき約款」別表 2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を加えたものいたします。

(イ) MUSUBI 基本料金

MUSUBI 基本料金は、1 月につき次のとおりといたします。

最低料金		預り金(寄附金)	MUSUBI 基本料金
1 契約につき最初の 11 キロワット時まで	392.89 円	18.51 円	411.40 円

(ロ) MUSUBI 電力量料金

MUSUBI 電力量料金は、その 1 月の使用電力量によって算定いたします。

電力量料金		預り金(寄附金)	MUSUBI 電力量料金
11 キロワット時をこえ 120 キロワット時までの 1 キロワット時につき	19.45 円	0.92 円	20.37 円
120 キロワット時をこえ 300 キロワット時までの 1 キロワットにつき	25.78 円	1.21 円	26.99 円
300 キロワット時をこえる 1 キロワット時につき	29.13 円	1.37 円	30.50 円

10 MUSUBI プロジェクト 九州プラン

電灯または小型機器をご使用のお客さま向けのメニューとし、次のいずれにも該当するものに適用します。

(1) 従量電灯 B

イ 適用条件

- (イ) 供給地が、九州電力管内であること。
- (ロ) 契約電流が 30 アンペア以上であり、かつ、60 アンペア以下であること。
- (ハ) 1 需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合は、契約電流と契約電力との合計（この場合、10 アンペアを 1 キロワットとみなします。）が 50 キロワット未満であること。

ただし、1 需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合で、お客さまが希望され、かつ、お客さまの電気の使用状態、当社の供給設備の状況等から当社が技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めたときは、(イ) (ロ)に該当し、かつ、(ハ)の契約電流と

契約電力との合計が 50 キロワット以上であるものについても適用することがあります。この場合、当社は、お客さまの土地または建物に変圧器等の供給設備を施設することがあります。

□ 供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は、交流単相 2 線式標準電圧 100 ボルトまたは交流単相 3 線式標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボルトとし、周波数は、標準周波数 60 ヘルツといたします。ただし、供給電気方式および供給電圧については、技術上やむをえない場合には、交流単相 2 線式標準電圧 200 ボルトまたは交流 3 相 3 線式標準電圧 200 ボルトとすることがあります。

ハ 契約電流

- (イ) 契約電流は、30 アンペア、40 アンペア、50 アンペアまたは 60 アンペアのいずれかとし、お客さまの申出によって定めます。
- (ロ) 当社は、契約電流に応じて、電流制限器その他の適当な装置(以下「電流制限器等」といいます。)または電流を制限する計量器を取り付けます。ただし、お客さまにおいて使用する最大電流が制限される装置が取り付けられている場合等使用する最大電流が契約電流をこえるおそれがないと認められる場合には、当社は、電流制限器等または電流を制限する計量器を取り付けないことがあります。

ニ 料金

料金は、基本料金、電力量料金および「たのしいでんき約款」別表 1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、電力量料金は、「たのしいでんき約款」別表 2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が「たのしいでんき約款」別表 2（燃料費調整）(1)ロ(ハ)を下回る場合は、「たのしいでんき約款」別表 2（燃料費調整）(1)ロによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、「たのしいでんき約款」別表 2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が「たのしいでんき約款」別表 2（燃料費調整）(1)ロ(ハ)を上回る場合は、「たのしいでんき約款」別表 2（燃料費調整）(1)ロによって算定された燃料費調整額を加えたものいたします。

(イ) MUSUBI 基本料金

MUSUBI 基本料金は、1 月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の MUSUBI 基本料金は、半額といたします。

基本料金		預り金(寄附金)	MUSUBI 基本料金
30A	850.91 円	40.09 円	891.00 円
40A	1,134.54 円	53.46 円	1,188.00 円

50A	1,418.18 円	66.82 円	1,485.00 円
60A	1,701.81 円	80.19 円	1,782.00 円

(ロ) MUSUBI 電力量料金

MUSUBI 電力量料金は、その 1 月の使用電力量によって算定いたします。

電力量料金		預り金(寄附金)	MUSUBI 電力量料金
最初の 120 キロワット時までの 1 キロワット時につき	16.67 円	0.79 円	17.46 円
120 キロワット時をこえ 280 キロワット時までの 1 キロワットにつき	22.02 円	1.04 円	23.06 円
300 キロワット時をこえる 1 キロワット時につき	24.89 円	1.17 円	26.06 円

(ハ) 最低月額料金

(イ)および(ロ)によって算定された基本料金と電力量料金との合計が次の最低月額料金を下回る場合は、その 1 月の料金は、次の最低月額料金および「たのしいでんき約款」別表 1 (再生可能エネルギー発電促進賦課金) (3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。

1 契約につき	314 円 79 銭
---------	------------

9. 本説明書の変更および廃止

- (1)当社は、本説明書を変更する場合には、たのしいでんき約款 2(約款の変更)に準じます。
- (2)当社は、本説明書を廃止することがあります。この場合、当社はあらかじめ一定期間、廃止のお知らせおよび廃止日を当社ホームページに掲載します。
- (3)本説明書の廃止にともない、当社がお客さまに対し、供給条件の説明、契約締結前の書面交付および契約締結後の書面交付を行う場合は、たのしいでんき約款 2(約款の変更)に準じます。
- (4) 本説明書廃止に伴う、各種賠償等には応じないものとします。

MUSUBI プロジェクト NPO 法人および認定 NPO 法人一覧

(NPO 法人)

- 名称 : 特定非営利活動法人 HERO
所在地 : 東京都八王子市子安町 1-9-3
活動内容 : 世界各国で、経済的・社会的な理由により学校に通えない子どもたちのために、無料で通える学校を作り、各国の現実に応じた学ぶ機会を子どもたちに提供します。

(認定 NPO 法人)

- 名称 : 認定特定非営利活動法人かものはしプロジェクト (認定 NPO 法人)
所在地 : 東京都渋谷区広尾 5-23-5 長谷部第一ビル 402 号室
活動内容 : 強制的に子どもが売られてしまう問題を防止する活動を、持続的かつ発展的に行い世界の子どもたちが未来への希望を持って生きられるよう活動しています。

※活動内容は当法人 WEB サイトより転載
※NPO 法人および認定 NPO 法人の記載は順不同

以上

預り金取扱い規定

第 1 条（目的）

この規定（以下、「本規定」といいます。）は、HTB エナジー株式会社（以下、「当社」といいます。）が、当社のお客さまに提供する MUSUBI プロジェクト（以下、「本プロジェクト」といいます。）にて受領した預り金（以下、「預り金」といいます。）に関しての、取扱いの適正を図るため必要な事項を定めることを目的とします。

第 2 条（定義）

本規定で使用される言葉は、本規定にて定めがない限り、当社が定める「たのしいでんき約款」（以下、「約款」といいます。）、「たのしいでんきコース別説明書 MUSUBI プロジェクト」（以下、「本説明書」といいます。）と同じ意味を持つものとします。

第 3 条（預り金の受領方法）

- (1) 本プロジェクトの預り金は、当社が提供する本プロジェクトの MUSUBI 料金として、当社がお客さまから受領するものとします。
- (2) 預り金の預り証は、本説明書に基づいて発行するものとします。

第 4 条（預り金の用途）

当社が、本プロジェクトの提供により、お客さまから受領した預り金は、本プロジェクトにおいて、当社が提携する NPO 法人および認定 NPO 法人（以下、「提携 NPO 法人」といいます。）への寄附金となります。なお、本プロジェクトは、当社が預り金を提携 NPO 法人へ送金することで、お客さまが提携 NPO 法人への直接的な寄附者となります。

第 5 条（流用の禁止等）

当社は、預り金を本規定第 3 条に定める、用途以外に使用しないものとします。当社が、お客さまから受領した預り金は、提携 NPO 法人への寄附金となるため、返還はしないものとします。

第 6 条（管理体制）

預り金の管理の総括責任者は、当社の企画開発部長（部長代理含む）および、管理部経理グループ経理チームリーダーを充てます。預り金を管理する「預り金管理責任者」は、当社の企画開発部本プロジェクト担当者を充てます。

第 7 条（管理方法）

- (1) 預り金に係る書類（以下、「預り金関係書類」）は、「預り金台帳」、「寄附金台帳」、「預り金支払い依頼書」、「預り金（寄附金）受領書」を整備します。
- (2) 預り金は、当社の口座にてお客さまの預り金を一括して管理するものとし、預り金および寄附金の額等は、「預り金台帳」および「寄附金台帳」にてお客さま個別に管理します。
- (3) 預り金管理責任者は、預り金関係書類を管理し、統括責任者は、預り金管理責任者の管理責任を管理するものとします。

第 8 条（出納方法および管理）

預り金の出納については、預り金管理責任者が、「預り金支払い依頼書」をもって、当社の管理部長および総括責任者の決済後、当社から提携 NPO 法人に送金するものとします。送金後は、預り金管理

責任者が提携 NPO 法人より、「預り金（寄附金）受領書」を受け取り内容を確認後、総括責任者の承認を経て、預り金管理責任者が管理するものとします。

第 9 条（預り金の確認・報告）

- （1） 年に 1 回（翌年度 1～2 月），当社はお客さまに対して，お客さまの年間の預り金の額を報告するものとします。
- （2） お客さまから預り金の管理の状況等について開示を求められた場合は，預り金関係書類の，お客さまに係る箇所のコピー等を開示してもよいものとします。また，預り金の額の確認については，当社お客さまセンターへの，電話および電子メールでの問い合わせでもできるものとします。この場合，当社はお客さまの，お名前，生年月日，供給地点特定番号，お客さま番号等を確認いたします。

第 10 条（監査等）

預り金の管理に関する監査は，当社の企画開発部を管掌する取締役（以下、「管掌役員」といいます。）が，管理体制，管理方法，出納方法および管理等について，年 1 回 3 月に実施するものとします。なお，監査結果については記録を残し管掌役員の決済後，管理部が保管するものとします。

第 11 条（その他）

- （1） この規程に定めるもののほか，預り金の管理に関し，必要な事項は預り金管理責任者および総括責任者が定めるものとします。
- （2） 本規定は，本プロジェクトの本説明書の預り金の取扱いを定めるものとします。

附則 この規程は 2019 年 7 月 17 日から施行します。